

第三回宜野灣村議會定例會之議錄(第三日目)

一日時

一九五八年六月二十一日 自午前十時三十分

一場所

宜野灣村議會之議室

一議事日程

議事日程第五十一

日程第一 議案第六十一

日程第二 議案第十四年

緊急動議 四原則貫徹派代表の激励

電報打電決議

一出席議員 一七名

番号 氏名

番號  
一名

八番 内閣安三郎

一欠席議員 一名

議長　出席の報告を出す

議長　出席　十四名　欠席　四名

議長　市町村自治法第五十三条の規程にあり、議會成立改  
します。第三回定期議會（六月十日開會）を開

開設します。

（午前十一時三分）

議長　日程第一　議案第大平一　一九五九年度宣野灣村歳入

歳出予算　年を議題と改します。

議長　一時休憩改します。（午前十一時六分）

再開設します。（午前十一時五六分）

議長　一時休憩をして、晝食をとり、午後大會議を

継續したと思ひます。

議長　一時休憩改します。（午前二時十五分）

議長　再開設します。（午前二時十分）

議長　一時休憩改します。（午前二時十分）

議長　再開設します。（午前二時十五分）

議長　金城盛徳、伊波清秀、仲村云翠のも席の

邦生弘しき、出席人員十七名アリます

議長　一時休憩改します。（午前二時十四分）

満長

雨浦改ります（午10四時）

満金規則による會議の時すは午10四時までと  
口つて居りますが、時すは延長して會議往復  
してよろしくござりますが、

全員

全員皆會議な（と呼ぶ

満長

全員皆會議な（と呼ぶ）  
時すを延長して會議往復してよろしく

満長

一時休憩改ります（午10四時五分）

再開改ります（午10五時三十分）

主審

管内を終り討論に入ります。

主予算年は相当上長、期すにあたつて

検討した結果、通常はもぎて算出に用ひます

充份な内容であります、元々予算執行に

あたつて努力して戴きます事を商量致し

申し上げ替成するもり、下記リキナ

外に待要意見はございませんが、

満長　田舎議な」と呼ぶものが少しある

満長　訂論を打切ります。

満長　表决に移ります

原稿決々走しておこしますが、

全員  
議長

豊満方し

全員待豊満がなりよ、アガリまつり、ア満奈  
第六年一九五九年度宣屏湾村歳入歳出予算  
を原辛一可決を定めしります。

議長

日程升ニ議事第十四年宣屏湾村財産の取得

管理及び處分に関する條例の一部改正條例を  
附議改します

合浦降  
議長

青紀政同年ノ朗讀を附せしむ。

議長

当向ノ序説明を求ります

香外春  
議長

本年は組合名稱變更すること、沖銀寺  
の行願もアリましたし私達としても便利  
でアリますので車両を提出致しましたア  
リります。

十三番

車両は必要は年件アリ朗讀會を省略

して最終確定議に附したいと言ふ勧議を

提出致します

議長

豊満方しと叶ふキのアリ

全員賛成議がなつまつりますア流會古  
省略をア最終確定議に附したいとの十三番議  
事の動議が提出され、動議は成立いたし  
ありますアア左様取計アセナシ

ニギハマスリガ

異議なしと呼ふモタガリ

作戻議がはりようべタリマテのべ讀會を省略して最終確定議に附すことに致します

満長 表決に移ります

満長 原案通り可決を走ることに答異議ございません

「満刀」と呼ぶモタガリ

満長 では満京第十四年一月實業財産の取得答理及び處分に関する條例の一部を改定する  
條例を原案通り可決を走らせて  
ニホド全員賛成終了したことを以て居ります  
十三番 緊急勅議を提出致します

現在米軍に占領中の四原則貫徹派半  
代表に対し激励の意味で電報を送る  
ニトモト決議致したいと云ふ勅議を提出致  
ます

「想成」と呼ぶモタガリ

満長 陛下十三番議員ナリ緊急勅議が提出され  
勅議は成立致して居ります  
（蓋） 附満長  
ます

皆意見を、求めます。

「賛成」と唱えます。

全員「賛成」と唱えます。今、後期議がなりよう、「ナリマサ」の「ナリマサ」が、前議を満足してよろしくございまる、「要議なし」と叶ふモノアリ。

議長　従事議がなりよう、「ナリマサ」の「ナリマサ」は原則貫徹派半代表に対する激励電報を打つことを決議します。

議長　今日程は終了致して居りますが、開会当初にあります、「会期を二十日と決定」てあります、「会期二十日と要更決定」しかりと思ひますが、待詔りします。

全員　「賛成」と叫ぶをきります。

議長　全員「賛成」と唱えます。「会期を十二日に要更可決」を決しては、今日程も終了し、会期も要更に決まりましたので、「内会期」を改めます。思ひますが、各員へとすがれては、長期り会期中にもがんわりませず、慎重に充分な作審議をして戴き、大要有難うございました。

又当局におかれても、五年後の諸行路が予算通りで決定づけられたら、

議長

明治八年三月二日

充全體に備留意下さいまく、全力を黙として  
行政の執行に当りて戴えます。よろ、信頼  
ひ申し上げます。

では第三回真野移村議會定例會を開會

改もまことに（午后五時五十分）

議長 散會致しました

右會議録は署記が記載してあるが、事実  
に相違ないことを認り、署名人と其上署名捺印  
する。

一九五八年三月二十一日

眞野移村議長

平子貞

議事録署名人

長島昌輝

比嘉

鶴原

義之